

神戸大学大学院国際文化学研究科『国際文化学』 編集規程

(目的)

第1条 神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「研究科」という。）は、研究科所属学生等の研究促進を目的として、『国際文化学』を刊行する。

(名称)

第2条 本誌を『国際文化学』（*Intercultural Studies Review*）と称する。

(発行頻度)

第3条 本誌は原則として、年1回、発行する。

(刊行形態)

第4条 本誌はオンラインジャーナルとして刊行し、「神戸大学学術成果リポジトリ Kernel」を通して公開するものとする。

(ISSN、巻号)

第5条 本誌のISSN番号を2187-2082とする。また、本誌の巻号は、神戸大学国際文化学会刊行による『国際文化学』の巻号を継承する。

(編集)

第6条 『国際文化学』の編集及び刊行事務は、研究科紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が行う。

(投稿資格)

第7条 本誌に投稿できる者は以下のいずれかに該当する者とする。ただし、共著論文の筆頭著者が下記の要件を満たす場合、筆頭著者以外の著者についてはこの限りではない。

- (1) 研究科（前期課程・後期課程）学生
- (2) 研究科（前期課程・後期課程）修了生
- (3) そのほか編集委員会が認めた者

2 前項の（1）および（2）に該当する場合は、投稿に先立ち、主指導教員の許可を得るものとする。

(原稿要件)

第8条 本誌に掲載する原稿は、国際文化学および関連分野に関するものとする。他誌に

において発表済みなし発表予定（応募中も含む）のものは投稿できない。

（原稿区分）

第9条 本誌に掲載する原稿は、以下のいずれかとする。

- （1）論文：学術論文にふさわしい内容と形式を伴うもの。
- （2）研究ノート：上記に準じ、問題提起や新しい研究領域の提示等を行うもの。

（査読）

第10条 編集委員会は、投稿された原稿の内容に基づき、研究科内外の適任者に査読を委嘱する。著者が研究科在籍者である場合、著者の主指導教員は査読者とししない。査読者は、別途定める査読要領に従い、期日までに査読意見書を編集委員会に提出する。

（審査）

第11条 編集委員会は、査読意見をふまえて投稿原稿を審査し、その結果について下記の3段階で投稿者に通知する。

- （1）採択
- （2）修正条件付き採択
- （3）不採択

2 投稿論文が前項の（2）に該当する場合、著者は、査読意見に沿った修正を行い、修正済原稿と修正報告書を別途指定する期日までに提出する。修正済原稿の採否の決定は編集委員会が行う。

（編集スケジュール）

第12条 本誌の刊行までのスケジュールは原則として以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|----------|
| 8月 | 1日 | 原稿募集告知開始 |
| 10月 | 1日 | 原稿受付開始 |
| 11月 | 10日 | 原稿受付終了 |
| 11月 | 20日 | 査読者委嘱 |
| 12月 | 20日 | 査読意見提出期限 |
| 12月 | 25日 | 審査結果通知 |
| 2月 | 20日 | 修正原稿提出締切 |
| 3月 | 20日 | 刊行 |

（抜き刷り）

第13条 編集委員会は、採択された原稿1篇につき、50部の抜き刷りを作成し、原稿著者に提供する。

(経費)

第14条 本誌の刊行にかかる経費は研究科予算より充当する。

(著作権)

第15条 投稿原稿が採択された場合、当該原稿に関する複製権及び公衆送信権（インターネット配信等）は研究科に譲渡される。著者は、原稿の投稿を行うにあたり、あらかじめ本件を了承したものとする。著者が、当該原稿を他の著作に転載又は公衆送信する場合は、あらかじめ文書で編集委員会の許諾を得ることとする。

(その他)

第16条 掲載原稿に関して、第三者との間に著作権侵害又は名誉毀損等の紛争が生じた場合は、当該原稿の著者が一切の責任を負うものとする。

第17条 この規程を改正する場合は、教授会において承認を得るものとする。

第18条 編集委員会は、本誌刊行に係る細則を定めるため、別途、「執筆要領」および「査読要領」を作成する。これらの要領の制定・改正は編集委員会が行う。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。